

# 大分県報

平成三十年  
号外（四一）  
三月三十日

（金曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正……………一
- 職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正……………一
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正……………二
- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………二
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………二
- 職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正……………二
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する規則の廃止……………三
- 職員の退職管理に関する規則の一部改正……………三

### ○人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

#### 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大分県衛生環境研究センター」を「芸術文化スポーツ振興課 大分県衛生環境研究センター」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会規則第三号

#### 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十七年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「職は、」の下に「行政職給料表、」を加える。

第五条中「十五年」を「二十年」に改める。

第六条第一項中「十五年とし」を「二十年とし」に改める。

第七条中「十五年」を「二十年」に改める。

別表の第二条第三項の職を占める職員の項を次のように改める。

職 名	項 目	円
第 1 項	職 員	30,000
第 2 項	を 占	30,000
第 3 項	を 占	30,000
第 4 項	を 占	30,000
第 5 項	を 占	30,000
第 6 項	を 占	30,000
第 7 項	を 占	30,000
第 8 項	を 占	30,000
第 9 項	を 占	30,000
第 10 項	を 占	30,000
第 11 項	を 占	27,000
第 12 項	を 占	24,000
第 13 項	を 占	21,000
第 14 項	を 占	18,000
第 15 項	を 占	15,000
第 16 項	を 占	12,000
第 17 項	を 占	9,000
第 18 項	を 占	6,000
第 19 項	を 占	3,000

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第三項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、施行日前に改正後の規則の規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当を支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間が施行日の前日まで満了しないこととなるものについては、施行日以後、初任給調整手当を支給する。

3 前項の規定による初任給調整手当の支給期間及び支給額は、施行日前に改正後の規則が適用されていたものとして初任給調整手当を支給されることとなる日から初任給調整手当を支給されていたものとした場合に、施行日以後においてなお支給されることとなる支給期間及び支給額とする。

大分県報号外（人事委規則）

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当の総額に係る特例）

第十条の二 任命権者は、条例第二十三条第二項に規定する勤勉手当の総額について、同条第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、同条第二項各号の規定によることが著しく困難であると認める場合には、人事委員会と協議して、合理的に必要と認められる範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

第十四条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

別表第一の口の表の研究職給料表の部の職務の級が4級及び3級の職員の項中「~~五~~の差」を削り、職務の級が2級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）の項中「~~五~~の差」の次に「3級及び2級」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十条の二の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第

二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の1の表の九級の項を次のように改める。

9級 県参事の職務

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

別表第一の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第三項に規定する一般地方独立行政法人の項中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改め、同表の特別の法律により設立された法人の項を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第七号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（平成十八年大分県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「京都市、」を削り、「太宰府市」の下に「並びに長崎市」を加える。

第三条第五号中「京都市及び」を削り、同条に次の一号を加える。

七 七級地 長崎市

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行し、この規則(第二条第一項中「太宰府市」の下に「並びに長崎市」を加える改正規定及び第三条に一号を加える改正規定に限る。)による改正後の職員の地域手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

(平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における読替え)

2 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における改正後の規則第二条第一項及び第三条の規定の適用については、第二条第一項中、「立川市及び」とあるのは「及び」と、第三条中

「四 四級地 立川市

五 五級地 福岡市 とあるのは 「四 四級地 福岡市

六 六級地 太宰府市 とする。 五 六級地 太宰府市及び長崎市」

七 七級地 長崎市」

(平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における読替え)

3 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における改正後の規則第三条の規定の適用については、同条中

「三 三級地 東京都府中市

四 四級地 立川市 「三 三級地 東京都立川市及び府中市

五 五級地 福岡市 とあるのは、 四 四級地 福岡市 と

六 六級地 太宰府市 五 六級地 太宰府市及び長崎市

七 七級地 長崎市 「

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する規則を廃止する規則

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する

規則(平成十八年大分県人事委員会規則第二十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

職員との退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第九号

職員との退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員との退職管理に関する規則(平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号イ中「危機管理監」を「防災危機管理監」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。